

救護員・講師派遣要項

公益社団法人和歌山県柔道整復師会

本会に救護員・講師等の派遣を要請する場合、以下の要項をご理解いただき所定の申込書にご記入の上、お申し込みください。

1. 目 的

この要項は、柔道整復師が有する専門技術を活かし、組織として「社会や地域に奉仕、貢献する。」ことを目的として定めます。

2. 活動内容

要請のあった派遣活動は、当会で審査し許可された場合に、以下の内容で実施します。

(1) 救護・トレーナー活動の救護員派遣

(a)原則1名の派遣とします。(ただし、大会規模や会場数等によっては、増員を可能とします。)

(b)要請のあった活動場所に出向き、骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷の応急処置およびテーピング、ストレッチ等を施し、身体のスポーツコンディショニングおよび指導を行います。

(2) テーピング講習会等の講師派遣

(a)派遣人数は、当会で決定します。

(b)要請のあった講習会などに講師を派遣し、テーピング法・応急処置・コンディショニング・スポーツ障害などの講演・実技を行います。

また、健康柔体操・転倒予防体操・高齢者機能訓練・介護予防などの実技指導を行います。

3. 活動範囲・実施日

(1) 和歌山県内で開催されるもの

(詳細につきましては当会へお問い合わせください。なお、個人単位での派遣要請は、お受けできません。)

(2) 救護員・講師等の派遣は、原則土曜午後・日曜・祝日とします。

(平日の派遣は、原則としてお受けできません。)

4. 費 用

救護員・講師等の派遣費用につきましては、公益地域奉仕活動の一環として実施しております。活動内容や派遣人数、実施日時により、本会の負担が大きくなる場合は活動経費の一部ご負担についてご相談させていただく場合があります。

5. 留意事項

(1) 当会の規定により派遣要請をお受けできないこともあります。

(平日の派遣は、原則としてお受けできません。)

- (2) 要請内容についてお尋ねする場合がありますので、責任者の氏名、役職名および連絡先を必ずご記入ください。

6. お申込方法

- (1) 所定の「要請申込書」にご記入の上、当会事務局宛に郵送またはFAXにてお申し込みください。
- (2) 大会プログラム、その他資料がありましたら、申込書と共にご提出ください。
- (3) 派遣の可否につきましては、決定次第すみやかにお知らせします。
- (4) 大会パンフレット等の参加者への配布資料の作成にあたりまして、当活動の案内をされる場合は名称を「公益社団法人和歌山県柔道整復師会」として掲載をお願いします。

7. お申込(受付窓口)・お問合せ先

公益社団法人和歌山県柔道整復師会 事務局

〒640-8323

和歌山市太田143-4

TEL : 073-474-1212

FAX : 073-474-1213

ホームページ : <https://wakayama-jusei.org>